様式第２号（第６条関係）

　指令　第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　年　　月　　日

　様

出雲市長

中小企業者等デジタル化・省力化等促進支援事業補助金交付決定通知書

　令和　　年　　月　　日付けで申請のありました補助金については、次のとおり決定しましたので出雲市中小企業者等物デジタル化・省力化等促進支援事業補助金交付要綱第６条の規定により通知します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助年度 | 令和　年度 | 補助金等の名称 | 出雲市中小企業者等デジタル化・省力化促進支援事業補助金 |
| 補助事業等の名称 | | 出雲市中小企業者等デジタル化・省力化等促進支援事業 | |
| 補助対象金額 | | 円 | |
| 交付金額 | | 円 | |
| 補助の条件 | | １　交付の目的以外に使用しないでください。  ２　事業の内容の変更、予算の変更をする場合、及び事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けてください。  ３　補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長へ報告しその指示を受けてください。  ４　補助事業により取得し、又は効用の増加価格が単価５０万円以上の機械、器具、備品その他の財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５条）で定めている耐用年数を経過するまでは、市長の承認を受けた上で処分してください。  ５　市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市長に納付させることがあります。  ６　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ってください。  ７　経費の収支を明らかにした書類、帳簿を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しておいてください。  ８　上記の条件により付した条件、交付要綱その他関係法令に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合は、この補助金の全部又は一部を市長へ納付させることがあります。  ９　事業を完了したときは、実績報告書を提出してください。 | |

上記の交付決定に不服のある場合は、この通知書受領の日から7日以内に文書で取下げをしてください。